

治四郎右衛門以下七人天明五年の由緒書に、微妙公之墨附頂戴罷在とて、判書の寫を載せたり。

急度申遣候。然者、鍛冶町之内奉公人并無役之者共數多有之、鍛冶迷惑仕由に候條、堅く相改、役致し候鍛冶共の見計可相渡者也。

子五月四日

利光判

淺野將監殿

西村右馬之助殿

石川茂平殿

野村五郎兵衛殿

右は寛永元甲子の年なる事、延寶六年三月鍛冶四郎右衛門の書付にて著明也。淺野將監以下四名は寛永頃の屋敷奉行也。又刀鍛冶共の由緒書に、利常卿の時居屋舗を鍛冶町にて拜領被仰付と記載し、此の一町は鍛冶共の拜領地にて、多分は刀鍛冶なりしと云ふ。故に元祿九年の地子町肝煎裁許附に、鍛冶片原町のみを記載して、鍛冶町は擧げず。又三州事跡記に、下安江村の住吉社は舊社にて、昔より當國の刀鍛冶共傳授を譲り請けゝる時は、必ず此の社地へ來

り、湯加減の秘傳を相傳せしむ。といへり。其の由來は詳ならずといへども、鍛冶町より向寄りの社地なる故ならんか。さて舊藩中は鍛冶共の中に扶持米・給銀等を宛行ひ、臨時大小刀・長刀・鎗矢根等を命ぜられたり。鍛冶共の由緒帳を見るに、利常卿の時、勝國・兼若・家忠・幸昌・清光等へ太刀一腰宛命せられ、高岡瑞龍寺へ納められ、又元祖家忠へ鎗身五百筋命せられ、一人にて打上げ、光平へ大身鎗五十筋・中身鎗百筋命せられ、時服・綿布・銀子等過分に賜はりたるよし記載せり。有澤武貞の古兵談殘叢集に云ふ。

利常卿の時、伊達正宗入來し給ひ、御領國の鍛冶共能く打申由、新身御所望被成度との事に付、即座に兼若・兼若・家忠・勝國等の打ちたる新身白鞘の大小刀二十腰御出出し被成、皆々能く切れ申也。御近習の若き衆に爲御差候へと仰せられ被進。といふ事見たり。尤鍛冶に上作・下作の位付ありて、上中下の三等に分てり。貞享元年八月鍛冶附取調書に、兼若・勝國・高平・吉家・勝家・重繼・非人小屋罷在清光・兼則を上とし、光國・友連・家平・友信を中とし、守種・幸昌・兼裏・越中清光・二代忠吉・信貞を下と定めたり。貞享

五年四月打物命ぜらるゝ打料等詮議書に、御刀銀三枚、御脇指銀二枚上鍛冶直段。中鍛冶は上鍛冶より一割引、下鍛冶は中鍛冶より一割引之定。右直段何頃より御定相成哉不知。元祿九年に打物被仰付時も右之通に而、鐵目は御刀に二貫目、御脇差に一貫八百目宛被下、入用炭被下儀は無之。とあり。十二冊定書に載せたる元祿七年の會所勤方帳に、當地鍛冶共・御道具被仰付刻、大坂より鐵取寄せ、殘鐵は古物裁許足輕へ相渡。など見たり。按するに、刀鍛冶の打料などの定も、利常卿御薨逝以後の事なるべく、萬治以前は藩用の刀劍は勿論、藩士より逃に依つて鍛ふるも多く、實に年中其の暇なかりしかど、太平打續きけるに依りて、萬治以後は藩用等も薄く、打物を命ずる人甚だ稀なるにより、鍛冶共も稍零落なしたりけん。改作所舊記に載せたる寶永三年四月十村役共の言上書に、金澤刀鍛冶共年々困窮致し、及迷惑候付、河北郡菱池御林、上山・北袋・市瀬御林、小竹御林、田屋御林、下刈被仰付、御役銀每歲指上可申旨相願、兼若・家平・光平・幸昌・信貞・家忠・勝國等之人々は御林七ヶ所之下刈被仰付。と見れ、正徳六年四月國平・

家忠・包廣・光平・幸昌・勝家・國重・家廣等より町奉行へ差出したる願書に、去年も度々御歎申上候通、人々困窮仕、其上公儀并御家中細工ひしと不被仰付、彌及渴命。就夫河北郡菱池村・田屋村・小竹村・北袋村・上山村・一潮村六ヶ村御林下刈之儀、先年之通三ヶ年之年季に而被仰付被下様にとの願也。右等の事共にて、寶永・正徳の頃より鍛冶統衰微せし事知られけり。此の後々は尙更零落して、追々其の子孫も斷絶し、僅に子孫連綿せし者も刀劍を鍛ふる事稀なりしが、明治廢藩置縣の際、士族共脱刀の御發令に付き、刀劍は不用物に屬し、舊藩國初以來數代連綿の鍛冶共も悉く其の業を廢し、今は鍛冶町の鍛冶屋敷も名のみにて、漸く存在せし鍛冶とても、僅に大工道具などを鍛ふるのみとなれり。

○鍛冶家次傳

加越能鍛冶由來考に云ふ。家次が元祖は國次とて、越前千代鶴の流也。家次に至り加州に來り、能美郡能美村橋爪と云ふ所に居住す。因りて橋爪物といへり。文明・長享・延徳の頃也。二代家次は享祿の頃也。是より數代同所に居住す